

広島県手数料条例及び広島県みつばち転飼条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十五号

広島県手数料条例及び広島県みつばち転飼条例の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。
別表養ほう振興法(昭和三十年法律第八十号。以下この項において「法」という。

)の項中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改める。

(広島県みつばち転飼条例の一部改正)

第二条 広島県みつばち転飼条例(昭和三十二年広島県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。